

社会福祉法人健友会

＊指定通所介護事業

＊介護予防・日常生活支援総合事業
指定通所型サービス

デイサービスみなみかぜ 運営規程

社会福祉法人健友会

指定通所介護事業

介護予防・日常生活支援総合事業指定通所型サービス

デイサービスみなみかぜ 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人健友会（以下『事業者』という。）が開設する『デイサービスみなみかぜ』（以下『事業所』という。）が行う指定通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業指定通所型サービス（以下『事業』という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が要介護状態（介護予防・日常生活支援総合事業指定通所型サービスにあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業指定通所型サービスを提供することを目的とする

(運営の方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 指定通所介護の提供に当たっては、事業所の従事者は、高齢者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能練及必要な日常生活の世話を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。
 - 3 介護予防・日常生活支援総合事業指定通所型サービスの提供に当たっては、事業所の従事者は、利用者ができる限り要介護状態にならないで、その居宅において自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活上の支援、及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者及びその他の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う主たる事業所の名称、所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 デイサービス みなみかぜ
- ② 所在地 埼玉県川越市大字吉田 204 番地 2

(事業所の職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名(兼務)

管理者は、事業所の従事者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握及びその他の業務の管理を一元的に行うとともに、従事者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

二 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、事業計画の作成及び関係機関との連絡調整等を行う。

三 看護職員 1名以上

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や病状が急変した際の救急措置などの看護業務を通じて利用者の日常生活支援を行う。

四 介護職員 4名以上

介護職員は、通所介護計画、介護予防・日常生活支援総合事業指定通所型サービス計画に基づき、必要な日常生活の世話及び介護、機能訓練を行う。

五 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

*運転手・栄養士・事務職員・調理員は、施設内で兼務により配置される。

2 従事者は、指定通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業指定通所型サービスの提供に当たる。

(営業日及び時間、サービス提供日及び時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、12月30日から1月3日を除く。

二 営業時間 8時30分 から 17時30分までとする。

三 サービス提供日 月曜日から土曜日までとする。

(12月30日～1月3日を除く)

四 サービス提供時間 9時15分から16時15分までとする。

(サービス提供の留意事項)

第6条 指定通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業指定通所型サービスの

留意事項は次のとおりとする。

一 事業の提供にあたっては、次条第1項に規定する通所介護計画、介護予防・日常生活支援総合事業指定通所型サービス計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。

二 従事者は、事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は

- の家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 三 事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 四 従事者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。
- 特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応しサービスの提供ができる体制を整える。

(通所介護計画、介護予防・日常生活支援総合事業指定通所型サービス計画の作成・記録と保管)

第7条 事業所は、利用者の心身の状況及び意向並びにその置かれている環境を踏まえて機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画、介護予防・日常生活支援総合事業指定通所型サービス計画を作成するものとする。

- 2 事業所は、上記の通所介護計画、介護予防・日常生活支援総合事業指定通所型サービス計画を作成した時、又は利用者が居宅サービス計画の変更を希望された場合は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。
- 3 通所介護計画、介護予防・日常生活支援総合事業指定通所型サービス計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画又は介護予防マネジメントが作成されている場合にはその内容に沿った通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業指定通所型サービスを提供するものとする。
- 4 従事者は、それぞれの利用者について、通所介護計画、介護予防・日常生活支援総合事業指定通所型サービス計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況を記録しその完結の日から2年間保存し管理する。

(指定通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業指定通所型サービスの利用定員)

第8条 指定通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業指定通所型サービスの事業単位利用定員は、次のとおりとする。

1単位 30名

(指定通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業指定通所型サービスの内容、及び利用料等)

第9条 指定通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業指定通所型サービスの内容は、次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合に応じた額とする。介護予防・日常生活支援総合事業指定通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、介護予防・日常生活支援総合事業指定通所型サービス費用基準額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料から介護予防・日常生活支援総合

事業指定通所型サービス支給費の額を控除して得た額とする。

- ① 食事の提供
- ② 入浴
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎
- ⑥ アクティビティ（介護予防）

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

- | | | | |
|------------------------------|--------|-------|------|
| 一 食費 | 昼食代 | 1食当たり | 715円 |
| | おやつ代 | 1食当たり | 110円 |
| 二 日常活動消耗品費 | 手拭き | 1枚当たり | 11円 |
| | 入浴用タオル | 1回当たり | 101円 |
| | 清拭用タオル | 1枚当たり | 11円 |
| 三 アクティビティ材料費 | 各種実費 | | |
| 四 その他日常生活上の便宜に係る費用 | 実費 | | |
| 五 利用者が指定の時間以降、急な利用中止をした場合の食費 | | | |
| | | 1食当たり | 825円 |

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名捺印を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、川越市・鶴ヶ島市の区域とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第11条 従事者は、利用者に対して従事者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従事者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- （1）主治の医師からの指示事項等がある場合には申し出る。
- （2）気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- （3）体調不良等によって通所介護に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

（緊急時における対応方法）

第12条 指定通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業指定通所型サービスの提供に当たる者は、サービス提供時に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うと共に、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

3 事業者は、従事者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従事者との雇用契約の内容に含むものとする。

(苦情処理)

第15条 指定通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業指定通所型サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第16条 サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。又、サービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償をする。

尚事業者は下記の損害賠償保険に加入している。

保険会社名：損害保険ジャパン株式会社

保 険 名：賠償責任保険

(虐待の防止)

第17条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止し、虐待の未然防止・早期発見・迅速かつ適切な対応を行うため、次の措置を講ずる。

- 一 虐待を防止するための対策を検討する委員会を設置し、定期的を開催する。その結果について介護職員その他の従業員に周知徹底を図る。
- 二 虐待防止のための指針を整備する。
- 三 虐待防止のために介護職員その他の従業員に対する研修を定期的を実施する。
- 四 虐待防止に関する前3号を適切に実施するための担当者を配置する。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第18条 事業所は、従事者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後3ヶ月以内

② 継続研修 年1回以上

- 2 事業所の見やすい場所に運営規程の概要を掲示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう努める。

- 3 正当な理由なく、通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業指定通所型サービスの提供を拒まないものとする。又、当該事業所の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業指定通所型サービスを提供することが困難であると認めた場合には、居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターに連絡を行い、適当な事業者を紹介することとする。

- 4 要介護認定等の認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。要介護認定の更新申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前になされるよう必要な援助を行う。

- 5 利用者の要介護認定等につき認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業指定通所型サービスを提供する。

- 6 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、事業者と事業所管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

本規則は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成13年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成14年 7月 1日から施行する。

この規定は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成21年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成25年 7月16日から施行する。

この規定は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成27年 8月 1日から施行する。

この規定は、平成28年12月 1日から施行する。

この規定は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和元年 6月 1日から施行する。

この規定は、令和元年10月 1日から施行する。

この規定は、令和4年 7月 1日から施行する。

この規程は、令和6年 1月 1日から施行する。

この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和6年10月 1日から施行する。